

新	旧
<p data-bbox="212 268 571 303">愛媛県環境影響評価条例</p> <p data-bbox="862 311 1120 391">平成11年3月19日 条例第1号</p> <p data-bbox="168 395 694 430">(都市計画に定められる対象事業等)</p> <p data-bbox="129 435 1086 1013">第41条 対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第5条から第33条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次条及び規則で定めるところにより、同法第15条第1項の<u>県若しくは市町若しくは同法第87条の2第1項の指定都市</u>(同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣(同法第85条の2の規定により同法第22条第1項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長)又は市町)又は都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第51条第1項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町(以下「都市計画決定権者」と総称する。)</p> <p data-bbox="129 1018 1086 1220">)で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第5条第2項及び第13条第3項の規定並びに第25条第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。</p> <p data-bbox="129 1268 257 1300">2 省略</p>	<p data-bbox="1198 268 1556 303">愛媛県環境影響評価条例</p> <p data-bbox="1848 311 2105 391">平成11年3月19日 条例第1号</p> <p data-bbox="1153 395 1680 430">(都市計画に定められる対象事業等)</p> <p data-bbox="1120 435 2072 1013">第41条 対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第5条から第33条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次条及び規則で定めるところにより、同法第15条第1項の<u>県若しくは市町又は同法第87条の2第1項</u>の指定都市(同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣(同法第85条の2の規定により同法第22条第1項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長)又は市町。以下「都市計画決定権者」という)。</p> <p data-bbox="1120 1018 2072 1220">)で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第5条第2項及び第13条第3項の規定並びに第25条第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。</p> <p data-bbox="1120 1268 1243 1300">2 省略</p>